

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

## 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](2024年8月度)

対象期間: 2024年8月1日～8月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

種類	数量 <sup>※1</sup>
産業廃棄物	
廃油	5,763 kg
廃酸	2,145 kg
廃アルカリ	2 kg
廃プラスチック類	14,524 kg
紙くず	0 kg
木くず	0 kg
繊維くず	0 kg
ゴムくず	0 kg
金属くず	497 kg
ガラスくず及び陶磁器くず	2,241 kg
特別管理産業廃棄物	
引火性廃油	1,115 kg
廃油(有害)	1 kg
廃酸(有害)	2 kg
廃アルカリ(有害)	0 kg
感染性廃棄物	137,069 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	2024年8月1日～8月31日	2024年8月1日～8月31日	2024年8月1日～8月31日
測定結果	別紙のとおり <sup>※2</sup>	別紙のとおり <sup>※2</sup>	別紙のとおり <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	2024年8月1日～8月31日	2024年8月1日～8月31日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別図の③	別図の③
採取した年月日	2024年7月2日	2024年1月9日
測定結果が得られた日	2024年7月16日	2024年2月1日
ダイオキシン類		0.02 ng-TEQ/m3N
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物 0.015 m3N/h	
	ばいじん 定量下限値未満 g/m3N	
	塩化水素 52 mg/m3	
	窒素酸化物 55 ppm	

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示